平成12年9月1日 例規(警)第28号 警察本部長

〔沿革〕 平成19年3月例規(警)第24号

平成21年8月例規(警)第34号 各部長・参事官・所属長

このたび、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成4年7月31日本部訓令第23号。以下「訓令」という。)の一部を改正し、平成12年9月3日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

職員の勤務実態に合わせて勤務区分をきめ細かく定めるとともに、当直勤務に従事する職員を原則として毎日勤務とし、勤務時間の割振りを特別に定めることができるようにした。

- 2 改正の要点
 - (1) 勤務区分の変更

ア 日曜日に運転免許証の更新業務に従事する職員など、恒常的に日曜日及び土曜日に勤務する必要がある者並びに警部以下の警察官及び警部相当職以下の一般職員で当直勤務に従事する職員(ただし、当直長を除く。以下「当直勤務員」という。)及び駐在所勤務員を毎日勤務とした。

イ 毎日勤務及び交替制勤務で勤務する職員を除く職員を通常勤務とした。

(2) 当直勤務員の勤務時間の特別の割振り

原則として当直勤務明けの日の正規の勤務時間から4時間を減じ、当直勤務日に当該4時間を割り振ることとした。

- 3 運用上の留意事項
 - (1) 勤務時間の割振り

当直明けの日の午後に勤務時間を割り振ることをやめ、当該割り振ることをやめた勤務時間を、当直勤務時間帯のうち通常業務を取り扱うことの多い時間帯(午後5時15分から午後9時15分の間)に割り振り、当直明けの日の午後からの退庁を可能としたものであり、次の区分に応じ適正な勤務時間の管理を行うこと。

ア 「勤務を要する日」の前日に当直を行う場合

当直勤務日の午後5時15分から午後9時15分までを正規の勤務時間として勤務時間を割り振るものとする。

当直勤務日の翌日は、午前8時30分から午後零時15分までを正規の勤務時間として割り振るものとする。

イ 「勤務を要しない日」の前日に当直を行う場合

当直勤務明けの日が勤務を要しない日の場合は、翌日に休養がとれることから、当該当直 勤務日の宿直時間帯には、正規の勤務時間を割り振らないものとする。

(2) 週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更の制限

前(1)アにより当直勤務日に正規の勤務時間(4時間)が割り振られた結果、正規の勤務時間が11時間45分となった当該勤務日は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について (平成7年3月10日付け人委給第222号)第3条関係の5の二の規定により、週休日の振替の対象日に指定できないので留意すること。

(3) 当直勤務明けの日の時間外勤務命令の抑制と週休日等の消化の促進

職員の健康管理のため、当直勤務明けの日の午後の勤務時間を割り振らないこととした趣旨を踏まえ、業務上特に必要がある場合を除き、時間外勤務命令の抑制に努めること。また、週休日及び代休日の消化の促進に努めること。